

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成28年10月25日（火）

担当課：総務部 資産税課、市民税課、収納課

件 名：大和山市税条例の一部改正（わがまち特例等を規定）について

提出理由：地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- ・国は、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、事業者が設置する再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）に係る固定資産税（償却資産）の課税標準額に乘じる割合を、地方税法で2/3と定めていた。
- ・平成28年4月以降の設備の設置については、わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の対象として以下ようになり、課税標準額に乘じる割合を市税条例に規定することが必要となった。

○太陽光発電設備

（売電型のみ→自家消費型のみに変更）

- ・改正前：2/3
- ・改正後：2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下

○風力発電設備（売電型のみ）

- ・改正前：2/3
- ・改正後：2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下

○水力、地熱、バイオマス発電設備（売電型のみ）

- ・改正前：2/3
- ・改正後：1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下

＜わがまち特例とは＞

地方公共団体が税制を通じて、地域の実情に応じた政策を展開できるよう導入された制度。国が特例対象とした設備等について、市町村は地方税法に定める基準を参酌し、固定資産税の課税標準額に乘じる割合を条例で定める。

2. 条例改正の考え方

（1）条例の規定内容について

- ・全発電施設について、課税標準額に乘じる割合を条例で規定する。

（2）課税標準額に乘じる割合について

- ・本市においては、温室効果ガス削減のため再生可能エネルギーの活用を進めているところであり、一層の活用が促進されるよう太陽光発電設備について課税標準額に乘じる割合を下限値とする。
- ・他の再生可能エネルギー発電設備については、本市の地域特性に鑑み参酌基準どおりとする。

設 備 種 別	参 酌	規 定 案
太陽光発電設備	2/3	1/2
風力発電設備	2/3	2/3
水力、地熱、バイオマス発電設備	1/2	1/2

3. 県内他市町村の状況

- ・参酌基準どおり
茅ヶ崎市、座間市 他（25 自治体）
- ・参酌基準以外
横浜市 他（7 自治体）

4. その他

- ・本案件のほか、地方税法等の改正に伴う所要の事項についても、併せて条例改正を行う。
 - ① 個人市民税の寄附金控除対象の指定
 - ② 軽自動車税のグリーン化特例（軽減税率）の延長

経 過

H25. 3 市税条例の一部改正（わがまち特例導入）
H26. 6 市税条例の一部改正（わがまち特例追加）
H27. 9 市税条例の一部改正（わがまち特例追加）
H28. 3 地方税法等の一部を改正する等の法律公布

今後の予定

H28. 12 議案提出
条例施行（公布日）（わがまち特例、寄附金控除）
H29. 4 条例施行（グリーン化特例）